

ASF(アフリカ豚コレラ)の侵入防止対策の強化に関する関係省庁の連携について

1 広報活動の強化

関係省庁申合せ (4月22日)	これまでの取組状況 (赤字は申合せ以降の拡充内容)	これまでの取組の継続実施のほか 今後拡充し、新規に行う取組 (黒字は拡充、赤字は新規)
<p>(1) 海外からの肉製品の違法な持込みに対する対応を厳格化すること、手荷物の中に輸入申告のない肉製品などの畜産物が確認された場合、罰則の対象となることについて、旅行会社、航空会社、外国船舶運航会社等に周知徹底する(農林水産省、国土交通省)。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 航空会社、船舶代理店、空港会社、港湾管理者等に対して、入国者への広報等について協力依頼(通知発出、説明会開催)。 ✓ 中国及び韓国の手前オンライン旅行代理店を通じた訪日旅客への制度周知。 ✓ 現地メディア向けニュースリリース、現地の日本情報サイト等を活用した制度周知。 	<p>【農林水産省、国土交通省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 旅行会社等を通じた訪日外国人、日本人旅行者向け制度周知の強化。 ➤ 入国者が機内食や船内食を持ち出さないよう周知。 ➤ 貨物船の船員に対する制度周知の強化。
<p>(2) 我が国の空港及び港だけではなく、ASF発生国の空港における広報ポスターの掲示、各航空会社における機内アナウンスの実施、クルーズ船やフェリーの船内における広報により広く周知する(農林水産省、国土交通省)。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 航空会社の協力を得て、機内アナウンス(約65社)、現地空港カウンターにおけるリーフレット掲示等の注意喚起(約30社、約45空港)を実施。 ✓ 外航客船の事業者団体等の協力を得て、クルーズ船やフェリーにおいて、船内放送や船内へのポスター掲示等の注意喚起を実施。 	
<p>(3) 在外公館や日本政府観光局を通じ、中国やベトナム向けのウェブサイトやSNSを用いて、中国語、ベトナム語での動画配信を含む情報を発信するとともに、中国、モンゴル、ベトナム、カンボジアの査証領事窓口等でのポスター掲示、リーフレットの配布を実施する(農林水産省、国土交通省、外務省)。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 在外公館のHPに水際対策HPのリンク掲載、中国及びベトナムの在外公館公式SNSで情報発信。 ✓ 中国、ベトナム、韓国向け日本政府観光局(JNTO)のHPやSNS、中国動画サイト(YOUKU)で制度周知。 ✓ 中国、ベトナム、カンボジア、韓国の旅行会社に、JNTO現地事務所を通じて制度周知。 ✓ 在外公館の査証窓口にリーフレット等を掲示、民間サービスを活用して訪日中国人に注意喚起リーフレットの配布(10万枚)。 	<p>【農林水産省、外務省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 在外公館(又は代理申請機関)における査証交付時に、制度周知。
<p>(4) 農場で雇用される労働者等(外国人を含む。)に対して農場への病原体持込み防止について広く周知するため、関係機関に対して制度周知への協力を依頼する(農林水産省、出入国在留管理庁、厚生労働省)。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 関係機関(JITCO、OTIT)の協力を得て、外国人技能実習生の監理団体等に制度周知。 ✓ 都道府県と連携し、外国人技能実習生受入農家等への注意喚起を実施。 	<p>【農林水産省、文部科学省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 日本学生支援機構(JASSO)や学校等を通じて、外国人留学生に制度周知。 <p>【農林水産省、出入国在留管理庁、厚生労働省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 関係機関(JITCO、OTIT)を通じた外国人技能実習生向け制度周知を強化。 <p>【農林水産省、出入国在留管理庁】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 在留外国人への制度周知の強化。

ASFの侵入防止対策の強化に関する関係省庁の連携について

2 水際での摘発強化

関係省庁申合せ (4月22日)	これまでの取組状況 (赤字は申合せ以降の拡充内容)	これまでの取組の継続実施のほか 今後拡充し、新規に行う取組 (黒字は拡充、赤字は新規)
<p>(1) 検疫探知犬を11頭増頭するとともに、ASFの発生国からの直行便等リスクの高い便について、検疫探知犬による探知や家畜防疫官による質問を重点的に実施するため、税関、航空会社、空港会社等と連携し、運用を検討する(農林水産省、財務省、国土交通省)。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 検疫探知犬を今年度中に53頭体制(20頭増頭)とし、地方派遣を含めて探知活動を強化。 ✓ 携帯品検査における税関との連携強化。 ✓ 通訳及び携帯型翻訳機の活用。 ✓ 船舶、航空機から出る厨芥残渣について、取扱施設の現地調査及び取扱状況を再点検、引き続き関係者に協力依頼を実施。 	<p>【農林水産省、国土交通省、財務省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 検疫探知犬の活動場所の拡大。 <p>【農林水産省、財務省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 携帯品検査における税関との更なる連携強化。税関申告書の表面において、肉製品の持込みの有無についても質問していることがわかりやすくなるよう変更した税関申告書の新様式を使用開始。 ➤ 検疫探知犬の増頭など、財政措置の確保。 <p>【農林水産省、国土交通省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 入国者に対する、動物検疫に関する質問の効果的な実施。
<p>(2) 違法な畜産物の持込みが発覚した場合には、原則として、全ての事例において、違反者に警告書を発出し、違反事例をデータベース化するとともに、関係省庁に情報共有する。また、悪意を持って繰り返す等悪質性が認められる場合には、警察に通報又は告発する等違反事案への対応を厳格化する(農林水産省、財務省、出入国在留管理庁、警察庁)。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 警告書を発出した違反者情報をデータベース化するとともに、税関と情報共有し、連携した携帯品検査を実施。 ✓ 悪質性が認められる場合には、案件ごとに警察と連携しながら対応し、逮捕事例あり。 	<p>【農林水産省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 家畜伝染病予防法改正の検討(家畜防疫官の権限強化、罰則強化)。
<p>(3) 空海港における靴底消毒及び車両消毒を引き続き徹底する(農林水産省、国土交通省)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 空港会社、港湾管理者等の協力を得て、靴底消毒及び車両消毒を実施。 ✓ 空港に、検疫専用廃棄ボックスを設置。 	<p>【農林水産省、国土交通省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 空海港における検疫専用廃棄ボックスの設置場所拡大。
<p>(4) 国際郵便物及び国際宅配便の検査をリスクに応じて強化する(農林水産省、総務省)。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 万国郵便連合の加盟国の郵便担当当局に通知を発出して制度周知。 ✓ 国際郵便局における検疫探知犬の活動拡大。 	<p>【農林水産省、総務省(日本郵便)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 国際郵便局におけるオペレーションの改善(検疫探知犬の活動拡大を見据えた郵便局内レイアウトの変更を含む)。

ASFの侵入防止対策の強化に関する関係省庁の連携について

3 農場へのウイルス侵入防止策の強化

関係省庁申合せ (4月22日)	これまでの取組状況 (赤字は申合せ以降の拡充内容)	これまでの取組の継続実施のほか 今後拡充し、新規に行う取組 (黒字は拡充、赤字は新規)
<p>(1) CSF(豚コレラ)やASFの発生を予防するためには、農場における飼養衛生管理基準の遵守が最も重要であることから、国が主導して飼養衛生管理基準の遵守状況の再確認と改善指導を進めるとともに、「飼養衛生管理基準の遵守に係る手引き」を発出し、都道府県による飼養衛生管理基準の遵守状況の確認及び改善指導の実効性を高める(農林水産省)。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 飼養衛生管理基準の遵守状況の確認や指導とともに、「飼養衛生管理基準の遵守に係る手引き」を発出。 ✓ 飼養衛生管理基準の徹底を各農場に指導。 	<p>【農林水産省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 野生動物侵入防止対策や食品残渣利用飼料の処理基準を検討。
<p>(2) ASFウイルス等の野生動物への感染を防止するため、公園等における肉製品などを含む畜産物の放置禁止等について都道府県等への協力を依頼する(国土交通省、環境省)。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 公園等におけるごみの放置禁止について、自治体に対して都度協力を依頼。 ✓ キャンプ場におけるごみの放置禁止について、旅行業協会に対し協力依頼を実施。 	
<p>(3) 野生イノシシにおける捕獲を強化するとともに、ASFウイルス等の侵入状況を把握するためのサーベイランスを実施する(農林水産省、環境省)。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 野生動物のサーベイランスを実施。 ✓ 関係都府県と連携し、野生イノシシの捕獲重点エリアを21都府県で設定し、捕獲を強化。 	<p>【環境省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ サーベイランス体制を拡充するための予算確保。
<p>新規(農林水産省、国土交通省、経済産業省、環境省)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 都道府県等が行う、国内線における靴底消毒等の実施について、空港会社、港湾管理者等に協力依頼を実施。 ✓ ゴルフ場におけるゴルフシューズの土除去や消毒等の取組を推進するため、関係団体に協力依頼を実施。 ✓ 海外からの観光客を含めて広く一般に周知するため、多言語(日・英・中・韓)によるポスターを作成・配布。 ✓ 都道府県におけるASFの検査体制を強化。 	